

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容

ア 学部教育

(ア)

- a ~ c-1) 看護基礎科目と人間科学科目の各科目の位置づけを明確にして、講義内容と各科目の順序性について見直しを行い、問題点を整理する。
- a ~ c-2) 全科目について、コマ数の見直し作業を行う。
- a ~ c-3) 大分大学との遠隔講義について大分大学と WG を設置し、遠隔講義の進め方を検討する。
- a ~ c-4) シラバスの電子版を作成し、ホームページからキーワードデータベースを利用して講義内容が検索できるシステムを構築する。
- d-1) 学内 web 学生のページ上に「オフィスアワー」ページを掲載し、学生が教員に容易に質問できる環境を整備する。
- d-2) オフィスアワーの利用状況を調査する。
- d-3) 学生が教員に質問及び教員が学習上の資料を学生に公開するための専用サーバを設置し運用を開始する。
- e) 適切な教科書選定又は教員独自の教材づくりを各科目で進める。
- f-1) 各研究室の卒業研究テーマと指導体制を調査し、問題点を明らかにするとともに問題点の改善を指導する。
- f-2) 卒業研究に十分な時間を確保するために、卒論生の研究室配属時期を再検討し、早い時期から研究がスタートできるように調整する。
- g-1) 看護教育の中での生命倫理や環境倫理教育の位置付けを明確にする。
- g-2) 倫理意識を育てる関連科目をピックアップし、現状教育の問題点を明らかにする。

(イ)

- a-1) 新任の実習担当教員に対し、詳細なオリエンテーションの実施、指導・相談に応じるプリセプター教員を決めるとともに、担当病棟での研修、関連科目の講義への参加を推進する。
- a-2) 実習指導担当教員が、担当部署での最新の医療・看護を理解するために、実践現場での研修、関連科目の講義への参加を継続する。
- a-3) 新任の臨床指導者に対し、本学のカリキュラムにおける実習教育の位置づけ、実習指導の進め方についての研修会を持つとともに、臨床指導者全員と担当教員・指導教員全員とでよりよい実習の進め方について検討する機会を持つ。
- a-4) 実習施設の師長会などを利用して大学と実習現場との連携を確認し、授業・演習・実習の順序性について見直しを行う。
- b) 講義、演習、実習によって得られた成果のうち、他大学にとっても有用な知見を看護教育や看護科学研究等の雑誌に公表する。
- c-1) 学部教育(a ~ c-3)のカリキュラムの見直しで実施する。
- c-2) 教育の実施体制(イ教育評価システムの確立(b))で実施する。
- d-1) 現在の演習のありかたについて再検討し、効果的な指導法の実例を調査する。
- d-2) グループ分けをした演習においてもインターネットによる情報収集、コンピュータによる情報処理やパワーポイント等によるプレゼンテーションが行えるように指導を強化

する。

(ウ)

- a-1) CALL システムを必修科目の中にとり入れるための準備を行う。システムの試験的導入により、運営状況を確認する。また、システム導入の一環として、1年次生全員に TOEIC IP 試験を受験させる。
- a-2) 英語多読教材の学生への提示方法について変更を行う。また、それによる学生の変化を調査する。
- b-1) 1年次の必修科目「健康情報処理演習」の開講時期を早め、早期に情報処理技術の修得を目指す。
- b-2) 必要とされる情報リテラシーを整理し、その教育のあり方について検討する。

イ 大学院教育

(ア)

- a-1) 地域の看護職に大学院講義を開放する（公開講義）。
- a-2) 地域看護の CNS コースを来年度開設するためのカリキュラム作成を行う。
- b-1) 大学院の目的を明確化し、社会的な認知を促進するための広報を行う。
- b-2) 大学院の専門職教育としての NP プロジェクトを推進する(大学院教育(c)参照)。
- c-1) 教育カリキュラム（共通、小児NP、老年NP）の第1次ドラフトを作成する。
- c-2) NP のカリキュラムのための国際会議を年2回開催する。
- c-3) 教員のスキルアップのために米国のケースウエスタン大学、ペース大学に6名の教員を一ヶ月ずつ派遣し海外研修を行う。
- c-4) NP プロジェクトについてのPR活動を行う。
- d-1) CNS（地域看護）及びNPのカリキュラム作成を行う。
- d-2) 博士課程（前期）の専攻分類の見直しを行う。
- d-3) 認定看護師コースの開設に向けたカリキュラムの検討を行う。
- e) 地域看護の CNS コースを開設するためのWGを設置し、平成19年度の開講に向けたカリキュラム作成を実施する。
- f-1) ダブルスクール方式によって、大学院学生が助産師の資格を取得できる道を拡大する。
- f-2) 大学卒業した学生で保健師を希望する学生に、地域看護 CNS の取得を促進する。
- f-3) 実践家養成のための大学院教育に向けた改革案の検討を開始する。
- g-1) 助産師のダブルスクールで学ぶ学生の奨学金制度を設置する。
- g-2) 大学院設置基準第14条の特例を活用した大学院教育の効果について調査検討する。

(イ)

大学院広報用の資料を作成し、看護協会、放射線技師会などの関係団体に配布する。

ウ 卒業教育

- a,b-1) 同窓会と協力して卒業生への情報提供システムを確立する。
- a,b-2) 卒業生を対象としたセミナーを実施する。
- a,b-3) 卒業生が看護研究に必要な文献の相互利用サービスを利用できるようにする。
- a,b-4) 各研究室が、卒業研究指導を行った学生と連携を図り、必要な相談等を行う。
- c-1) 卒業生への電子メールによる連絡手段を維持する。
- c-2) 大学HPに卒業生に向けた情報を整理して提供するページを作成する。
- c-3) 「学部教育(d)」で設置されるサーバの運用を踏まえ、卒業生と大学の情報交換に適したシステムの仕様案を作成する。

(2) 教育の実施体制

ア 教育の質の改善・向上

- 1) 教員の教育力向上に資するため、各種研修会の内容や参加費用などを調査し、翌年度の研修予算案を作成する。
- 2) 看護系新人助手に対するサポートシステムとしてプリセプターシップを導入し、中間期と年度末に該当者による意見交換を行い、年度末には、システムを検証するとともに問題点を整理する。

イ 教育評価システムの確立

- a-1) 来年度の正式実施を踏まえ、学生へのインフォメーションの内容や方法、配布資料、教員への出題要請の方法、試験や再試験の実施時期等を最終的に確認する。
- a-2) 出題内容は、看護のベースとなる人間の身体的、社会的及び心理的な健康問題の基本的事項とする。
- a-3) 難易度の評価をおこない、問題をプールする。
- b-1) 各実習段階において習得すべき看護技術を明確に示し、学生の習得度・実践能力について評価する。確実な技術の習得を図るために必要に応じて補習指導を行う。
- b-2) 第1段階から第3段階までの看護技術修得プログラムを計画に基づいて実施し、それぞれの段階における問題点を明確にし、その改善を行う。
- c-1) 全教員を対象に昨年度実施した授業評価の見直しを行い、授業評価のあり方や実施方法等について問題点を整理する。
- c-2) 本学の特徴を生かした教員の授業改善に資するような授業評価のあり方・実施方法等について、第1版の実施案を作成し実施する。

ウ 教育環境の整備・充実

- a-1) 課外における自己学習の機会として、一定期間 CALL システムを運営する。また、運営中のシステム上の問題の調査、把握を行う。
- a-2) Web 及び DVD を用いた看護技術の自己学習システムを整備するための事前調査を行う。
- a-3) 看護技術自習用の DVD を作成する。
- b-1) 図書・雑誌の情報検索システム・データベースを効果的に利用できるための情報検索法を整備する。
- b-2) 幅広い教養を身に付けてもらうため、各種新書シリーズの充実を図る。
- b-3) 利用者に必要な資料が常に提供できるようにするため、図書返却期日を厳守するためのルールを設け、徹底する。
- b-4) 本学で開催された公開講座などを記録したビデオを利用できるように整備する。
- b-5) 本学所蔵の図書の中から、教員が学生の勉学に役立つ書籍紹介を毎月 HP に掲載する。
- c-1) 前期にシステムの実働テストを行う。
- c-2) 後期に本運用を想定した、数回程度の遠隔授業プログラムを実施する。
- c-3) 次年度の遠隔授業の内容を決定するとともに、単位互換のための規程を整備する。

(3) 優秀な学生の確保

ア 入学者選抜(学部)

- a) 本学が求める入学者像について議論し、明文化を進める。
- b-1) 平成 20 年度入試から県外推薦枠の設置を決定し、県外高校に広報を行う。
- b-2) 試験科目と入学後の成績との分析などにより、一般選抜入試の方法について検討する。
- c-1) 選抜要項を九州・沖縄の普通科をもつ高校すべてに送付する。
- c-2) 大学携帯ネットに登録している受験生に入試情報の提供をメールマガジンで行う。
- c-3) 募集要項を電子化 (pdf) し、大学 HP に掲載する。
- c-4) 入試案内用のポスターを作成し、学生の出身高校に持参させ掲示させる。

イ 入学者選抜(大学院)

- 1) 大学院のアドミッションポリシーに従って、総合問題の作成を行う。
- 2) 面接試験の評価の反映方法について検討し、総合的な選考方法を導入する。

ウ 大学の広報

- a-1) オープンキャンパス・ミニオープンキャンパス・学園祭で入試コーナーを設け、説明会を行う。
- a-2) 模擬授業をオープンキャンパス・学園祭で行う。
- a-3) 高校及び予備校を訪問し、入試説明を行う。
- b) 進学説明会の対象エリアを拡大し、四国・愛媛、中国・広島、沖縄を加える。
- c-1) CNS コースを開講していることを大分県看護協会の HP に掲載してもらい、県内の看護職者に広報する。
- c-2) 大学院広報用の資料を作成し、看護協会、放射線技師会などの関係団体に配布する。

(4) 学生への支援

ア 学習支援

- a-1) コンタクトグループ（以下「CG」という。）対抗全学球技大会の開催を行う。
- a-2) 学生生活実態調査時の CG に関する評価を行う。
- a-3) CG メンバー編成についての希望調査を行う（県人会化などについて）。
- a-4) 入学時に宿泊オリエンテーションを実施し、学生交流及び教員との連携を深めるためのイベントにする。
- b-1) 学年担任業務状況に関する実態調査を行う。
- b-2) 学生による担任制度評価アンケートを実施する（以後毎年度実施）。
- c-1) 卒論生一人ひとりに 1 テーマを与えて、教員とマンツーマン体制で卒業研究を進める。
- c-2) 卒論生には卒業研究指導の他、生活相談、進路指導やその他助言も行う。
- d-1) 「オフィスアワー」制度を導入し、質問しやすい環境を整備する。
- d-2) 担任を中心に学習方法などについての個別相談を実施する。

イ 生活支援

- a-1) 学内 web 学生のページ上に学生生活委員会のページを作成し、必要な情報を適時発信する。
- a-2) 個別の健康相談に関しては、担任を中心とした委員会メンバーと保健室で対応する（以後毎年度実施）。
- b-1) 南大分署の講師派遣を受け交通安全講習開催する。
- b-2) 自動車安全教室開催する。
- b-3) 原動機付き自転車・自動二輪講習の開催する。
- b-4) 自動車等による通学許可基準を検討する。
- b-5) セクシャルハラスメント等の防止に関する規定に係わる苦情・相談の流れ図を作成し、学内 Web 上に掲載する。
- b-6) 学生生活支援委員会と協力し、全学生・教職員を対象に、デートDV防止セミナーを開催する。
- c) 学生生活委員会 web ページ上に、ボランティア及びサークルに関する情報を集約する（以後毎年度実施）。

ウ 国家試験支援

- a-1) 補講は、国家試験に、より直結した内容とする。
- a-2) 昨年度よりも模試を 3 回増やし、国家試験直前まで実施し学生の実力を向上させる。
- b-1) 学内、業者模擬試験でそれぞれ定めた評価基準に満たない学生に面接を行う。

b-2) 状況に応じて面接対象者には、積極的に自己学習を促してゆく。

エ 就職支援

a-1) 県内医療施設就職率 50%以上を目指す（平成 17 年度実績 46.3%）。

a-2) 卒業生の在職する施設を積極的に訪問し、活動状況等のフォローを行う、併せて雇用条件などの情報を収集し、学生へ提供する（10 箇所予定）。

a-3) 求人情報は随時、メールにより学生へ提供する。

a-4) 就職ガイダンスを 2 回実施し、学生へ詳細な情報を提供する。

a-5) 就職ガイダンスへの招聘卒業生の人選にあたっては、卒業年度や病院を広範囲に設定する。

a-6) 学生の就職に関する教員の意識向上を各研究室レベルで推進する。

b-1) 7 月及び 9 月に、模擬面接を実施する。

b-2) 就職支援委員が、全ての研究室を分担し、密にコミュニケーションをとり、必要に応じて個別支援を行う。

c-1) 医療機関以外の施設における看護職の需要（採用の有無）を文書依頼等により把握する。

c-2) 同窓会とタイアップして、卒業生の現況（在職状況）を把握する。

2 研究

(1) 研究の方向

ア 目指すべき研究の方向

a-1) 産後ケアセンター構想の具体的ロードマップを作成する。

a-2) 介護予防プロジェクトの地域拡大を行う。

b-1) 全教員を対象としたアニュアルミーティングを開催し、他領域での研究活動に対する理解を深める。

b-2) 高齢者の健康増進プロジェクトの成果を国際学会で報告すると同時に国際学術雑誌へ発表する。

イ 成果の社会への還元

a) 全教員の研究業績を収集し、年報に掲載してホームページ上でも公表する。

b) 看護国際フォーラム、ソウル大学研究交流会（研究の実施体制 イ研究の質の向上(c)参照）及びアニュアルミーティング(学内研究成果報告会)に地域の看護職者の参加を呼びかける。

c-1) 学園祭とオープンキャンパスにおいて、大学紹介、研究室紹介、研究プロジェクト紹介のポスター展示を行ない、研究成果をわかりやすく示す。

c-2) 18 年度から看護研究交流センターで学生が中心となって地域ふれあい祭を開催し、地域住民と交流を深めるだけでなく、本学の研究成果を高校生、一般住民及び看護職者に対してそれぞれわかりやすく解説する。

d-1) 看護科学研究の投稿者を増やすための広報活動を行う。

d-2) PubMed 掲載のための準備作業を開始する。

(2) 研究の実施体制

ア 実施体制

a) 理事長裁量経費を設け、大学として取り組む研究に優先的に資金配分する。

b-1) 競争的研究資金の配分の仕組みを構築する。

b-2) 審査基準を作成し、審査体制を構築する。

c-1) 産官学共同研究のシーズを提案する。

c-2) 医工連携研究を推進する。

d)全教員を対象とした「科学研究費補助金」申請に関する講習会を開催する。

イ 研究の質の向上

a-1)研究成果の自己点検表を作成する。

a-2)業績評価採点表を作成する。

a-3)研究成果の総合的な評価法を作成する。

c)学生及び教職員の国際交流並びに研究の質の向上を図るために、以下の事業を行う。

c-1)ソウル大学から教員を招聘し、本学の教員とともに研究発表を行い、討議を行う。

c-2)長期・短期学生派遣事業として、ソウル大学との学生交流を実施する。本年度は本学から短期6名(学部生)、長期1名(大学院生)を8月にそれぞれ1週間と1ヶ月間派遣し、教員2名が同行する。

c-3)医療、福祉制度、看護についての国際的理解を深めるため、ソウル大学から、7名の学生と1名の教授を本学に招聘する。

c-4)ソウル大学学生交流の際に、北京大学の学生との交流を実現できるように学生交流の拡大を検討する。

d-1)ソウル大学看護学部が主催する国際看護研究交流会に教員1名を派遣する。

d-2)平成18年10月14日(土)に第8回看護国際フォーラムを、外国人講師などを招聘し、別府ビーコンプラザ国際会議場で開催する。

3 社会貢献

(1) 地域社会への貢献

a)看護協会と連携し、認定看護師のニーズ調査を行う。

b)看護研究の支援として、8施設へ計16名の講師を派遣する(昨年度より1施設増加)。

c)現職の保健・医療・福祉の関係者を対象に、「データ処理相談窓口」を立ち上げる。

d-1)10～12月に4回シリーズの公開講座を開催する。今年度のテーマは“環境と健康”とする。今年度は日時・場所に関する需要をリサーチする目的で、平日夜に看護研究交流センターで開催する。有料とし、1回のみ参加も可とする。

d-2)若葉祭(大学祭)及び“地域ふれあい祭り”において、単発の公開講座を開催する。これらは参加無料とする。

d-3)大学に隣接する富士見が丘地区の住民に対して、どのような公開講座を希望しているかニーズ調査を行う。

d-4)大学Webページを通じて県民から希望を募る経路を開設する。

e-1)若葉祭(大学祭)及びオープンキャンパスでは、参加型、体験型のイベントを増やし、地域住民との交流の機会を増やす。

e-2)TVを通して県内にその模様を発信する。

e-3)平成18年度から看護研究交流センターで地域ふれあい祭を開催し、大学から離れた住民とも交流を深める機会を設ける。

e-4)大分市主催の大分七夕まつりに参加して、大学のハッピーを揃えるなどし、本学の存在をアピールする。

f)看護国際フォーラム、ソウル大学研究交流会(研究の実施体制 イ研究の質の向上(c))及び大学院公開講義(大学院教育(ア)-a)を毎年開催する。

g-1)看護協会の研修会に講師を派遣する。

g-2)教員が看護協会の委員として教育等の活動に参加する。

g-3)認定看護師のコース開設のためのニーズ調査を行う。

(2) 国際社会への貢献

a-1)NPプロジェクトのためのネットワークを中心に、連携を強化する。

- a-2) 韓国の大学と姉妹校の提携を結ぶ。
- b-1) ウズベキスタン看護教育改善プロジェクトに参加：看護の各領域（基礎・母性・小児・地域看護）の専門家として「改善カリキュラム」の作成、モデル校への「改善カリキュラム」の導入のための教員の研修を行う。
- b-2) ウズベキスタンからの長期（3ヶ月・4名）、短期（2週間・4名）の研修員の受入を行う。
- c) 米国の NP 養成教育を調査するために、米国のケースウエスタン大学、ペース大学に 6名の教員を一ヶ月ずつ派遣し海外研修を行う。
- d-1) ウズベキスタンから長期・短期研修員を受け入れる。
- d-2) ウズベキスタンの看護専門通訳育成のための研修を受け入れる。
- e) 看護国際フォーラムを通して、看護学の教育拠点としての役割を明確化する。
- f-1) 大学コンソーシアムおおいたに参加する学生を選定し、サポートを行う。
- f-2) 大学コンソーシアムおおいたの運営委員会及び幹事会に積極的に参加し貢献する。
- f-3) 学生祭典「みんなのお祭り」に参加するサークルのサポートを行う。
- f-4) 留学生に健康管理情報を提供する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

- a-1) 常勤理事（学内理事）は、教育研究、社会貢献、業務運営の各分野を担当し、学部長、研究科長、事務局長等の重要な職を兼務するとともに、大学の原動である各種委員会を総轄し、理事長の大学運営を補佐する。
- a-2) 非常勤理事及び経営・教育研究の両審議会の学外委員についても、担当分野を設定し、大学と社会とのパイプ役を担うものとする。
- b) 中期計画及び年度計画の策定により、取り組み方針を明確にするとともに、大学の原動である各種委員会を主体とした中期計画及び年度計画の実行を進め、全学的運営を行う。
- c) 理事会、経営審議会、教育研究審議会及び教授会については、定款や学則に定められたそれぞれの役割を十分に発揮するとともに、相互の連携を図る。
- d) 大学の原動である各種委員会を再編し、運営の効率化を図る。
- e) 各種委員会の再編に伴い、教員と事務職員が一体として参画できる体制を整備する。

(2) 学内資源の効果的配分

- a) 理事会で、中期目標達成に向け、予算及び人員の配置について重点分野を考慮して行えるよう、理事長の裁量枠を設定する。
- b) 予算執行に当たって、重点領域に集中的な配分を可能とする「理事長裁量枠」を創設する。

(3) 学外有識者の登用

- a) 学外の有識者や専門家を経営、教育研究、社会貢献分野から理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用する。
- b-1) 学外理事等それぞれの担当分野を決定する。
- b-2) 学外理事等は、大学運営に対して助言を行うとともに、大学の情報を社会に発信する役割を担うこととする。

2 人事の適正化

(1) 人事制度

- a) 全教員に裁量労働制を導入する。

- b)勤務時間内であっても兼業を容易に行えるよう新たな職員兼業規程を定め、社会貢献の一環として、教員の積極的な学外活動を支援する。
- c)学外研修制度や任期制等について、他大学等の状況を総合的、多角的に調査検討する。

(2) 評価制度

- a,c-1)評価項目、評価基準、評価手法などについて、他の大学等の調査検討を行い、教員の意識・意欲及び能力の向上に資する「教員業績評価制度」を平成18年度中に導入する。
- a,c-2)「教員業績評価制度」の研修会を実施する。
- d)事務職員に対する評価制度について、他大学の状況及び大分県の状況を調査する。

(3) 人材の確保

- a,d,e)目標期間における職員定数、職員の適正配置、県派遣職員削減による職員採用、その他多様な人材確保等に関する基本計画を策定する。
- b)教職員の採用選考は、その都度選考委員会を設置するとともに、公募を原則とし、性別、国籍等にとらわれず、人格や教育力などの能力本位に行う。
- c)ソウル大学看護学教授を国際看護学の教授として採用する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 事務等の効率化及び経費の抑制

- a)効率的な大学運営を図るため、事務局組織のフラット化等の改編を行う。
- b)効率的な事務処理を行うため、事務の整理統合や決裁手続、各種様式や申請・届出・許可等に係る手続の見直しを推進する。
- c)申請・届出・許可等に係る手続を見直すとともに、学内LANを利用したファイルサーバーの設置による情報の共有化及び事務処理の効率化を推進する。
- d-1)グループリーダー会議を通じて、事務処理の流れを点検し、随時見直しを行う。
- d-2)学長、学長補佐、学部長、研究科長、事務局長及び統括部長での会議を毎週実施することで、学内の効率的な運営を行う。
- e-1)光熱水費、印刷消耗品費、通信運搬費等の管理的経費については、個別の削減対策を定めて、教職員に周知徹底を行う。
- e-2)平成18年度は前年度比5%減を目安に経費節減を行う。
- f-1)インターネットによる発注、クレジットカードなどでの立替払いを導入する。
- f-2)各種契約について、平成19年度から一括発注や複数年度契約等を導入するための準備を行う。
- g-1)事務の効率化及び経費の抑制を図るため、財務の専門的知識を有する非常勤職員を採用する。
- g-2)事務の効率化を図るため、雇用保険や社会保険の申請事務等を外部委託する。
- g-3)教職員の実務能力の向上を図るため、学内Webによる自己学習ツールや個別指導等を充実させる。
- h)職員採用など共同して実施した方が効率的な業務について、大分県立芸術文化短期大学と検討を行う。

2 外部研究資金及びその他自己収入の獲得

(1) 外部研究資金の獲得

- a)外部研究資金の積極的な取組の一環として、科学研究費補助金については、全教員が申請を行うとともに、採択率アップのための説明会を開催する。
- b)各教員の研究領域及び研究内容リストを作成する。
- c)外部研究資金獲得のための学内支援体制として、自己評価委員会に外部研究資金獲得相

談窓口を設置し、適宜教員に情報を提供する。

(2) 自己収入の確保

- a) 授業料、入学考査料、入学料は、国立大学法人の額を考慮し改訂を行うとともに、公開講座講習料等の額については、受益者負担の観点で適正な基準を策定する。
- b) 授業料については、口座引き落としを導入し、滞納者には随時・定期に催告を行う。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1) 資産の適正管理

- a) 授業料等学生納付金や運営費交付金、研究資金等の金融資産について、管理ルールを策定する。
- b) 固定資産のデータベースを作成し、適正な維持管理に努め、データベース検索による利用促進など、有効活用に努める。
- c) 学内の知的財産の保有状況並びに他大学の管理ルールについて調査を行う。

(2) 資産の有効活用

- a-1) 学外者の施設等利用に関する規程（仮称）を策定し、固定資産の有効活用を図る。
- a-2) 社会貢献等の観点から、地域住民等の利便性を確保する。

IV 教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価の充実

(2) 評価結果の活用

- a) 自己評価委員会が中心となり、自己点検・自己評価等の結果をまとめ、年報を発行し、ホームページにも掲載する。

2 情報公開の推進

- a) 情報公開規程及び個人情報保護規程等を策定するとともに、教職員への周知徹底のため、研修を実施する。
- b-1) 財務、事業、教育・研究、地域貢献などの法人運営状況について、年報を作成し、ホームページに掲載する。
- b-2) 入学式、卒業式、若葉祭（大学祭）、地域ふれあい祭りなど、大学のイベントは迅速にホームページに掲載するとともに、閲覧者の立場に立った、見やすく、利用しやすいホームページを作成する。
- c-1) 論文、報告書、著書などの成果物は図書館で公開するとともに、成果物のタイトル等は、ホームページで公開する。
- c-2) 学生の国際交流プログラム、卒業研究、国家試験結果及び就職先並びに優れた研究成果をホームページで公開する。
- c-3) 実習や卒業研究等の教育に関する論文、研究交流会、看護国際フォーラムなどの内容については、学術誌等に投稿し、公表する。
- c-4) 公開講座、講演、授業等の一部をホームページ上で動画配信できるよう準備を進める。
- d) ホームページに「法人情報枠」を設けて、中期目標、中期計画、年度計画及び財務運営状況等、法人関係情報をわかりやすく公開する。
- e-1) 若葉祭（大学祭）等の大学イベントや社会貢献活動について、報告書等の配布や各種メディアへの情報提供など、積極的にアピールしていく。また、各種メディアには、単なるニュースとしてだけでなく、特集として取り上げてもらうよう努める。
- e-2) 効果的で効率的な広報活動のため、学内における広報情報の流れや広報メディアの選択について整理する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備・活用

a) 長期整備計画に向けて、既存施設等の現状調査を行う。

2 大学の安全管理

a) 健康相談窓口及び苦情相談窓口を設置し、衛生委員会のもとで着実に実施する。

b) 事故及び自然災害等の事態に適切に対応し、学生及び教職員の安全確保を図るとともに、大学施設等の財産を保全するため、危機管理マニュアルを策定する。

c-1) 学生相談室、保健室及び衛生委員会との連携を図るため、学内健康推進会議を設置する。

c-2) 学内健康推進会議で、全学的な健康増進に関する各種取組を企画・実施する。

d) 禁煙教育を推進するとともに、禁煙相談や禁煙キャンペーンなど、大学敷地内の全面禁煙に向けた取組を実施する。

e) 委託警備業者による日常的な点検を実施するとともに、定期的に点検を行い、大学の施設、設備の危険箇所の早期発見及び安全性の維持に努める。

f) 施設、設備及び危険物等の管理及び使用に関するマニュアルを策定し、事故の未然防止を徹底する。

g-1) 学生に対しては、学部科目に「健康情報処理演習」、「実務情報処理学」において情報セキュリティ教育を含める。

g-2) 学生向け Web ページに情報セキュリティに関する資料を掲載する。

g-3) 教職員に対する情報セキュリティに関するガイドラインを作成するために、資料を収集・整理し、ガイドライン原案を作成する。

h-1) 防犯講話、交通安全講習等を開催する。

h-2) 全学防災訓練を実施する。

3 モラルと人権啓発の推進

a-1) セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程を策定する。

a-2) 人権相談窓口を設置する。

a-3) 人権に係る講習会を開催する。

b) 学生生活支援委員会と協力し、全学生・全教職員を対象とした研修会等を実施する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることを想定する。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

(注)中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

a-1) 全教員に裁量労働制を導入する。

a-2) 任期制等について、他大学等の状況を総合的、多角的に調査検討する。

b ~ d) 目標期間における職員定数、職員の適正配置、県派遣職員削減による職員採用、その他多様な人材確保等に関する基本計画を策定する。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

平成18年度	看護学部	340人
	看護学研究科	18人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成 18 年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	611,357
自己収入	232,348
授業料及び入学金検定料収入	224,197
雑収入	8,151
受託研究等収入	17,295
計	861,000
支出	
業務費	761,192
教育研究経費	185,026
人件費	576,166
一般管理費	82,513
受託研究等経費	17,295
計	861,000

(運営費交付金の算定方法)

運営費交付金は、平成 17 年度予算額を基準として積み上げた額である。

(注) 教育研究経費については、教育研究の重点領域に理事長裁量により配分できる経費 11,092 千円が含まれている。

2 収支計画

平成 18 年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	870,500
経常費用	870,500
業務費	777,487
教育研究経費	184,026
受託研究等経費	17,295
人件費	576,166
一般管理費	82,513
雑損	—
減価償却費	10,500
臨時損失	—
収益の部	870,500
経常収益	870,500
運営費交付金収益	610,357
授業料等収益	224,197
受託研究等収益	17,295
雑益	8,151
資産見返運営費交付金等戻入	10,167
資産見返物品受贈額戻入	333
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画

平成 18 年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	861,000
業務活動による支出	840,000
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	21,000
資金収入	861,000
業務活動による収入	861,000
運営費交付金による収入	611,357
授業料及び入学検定料等による収入	224,197
受託研究等による収入	17,295
その他の収入	8,151
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—